明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕
○沖合底びき網漁業及び以西底びき網漁業に係る漁獲成績報告書等の様式を定める件の一部を改正する件（**農林水産**一九四七）　一
〔**官庁報告**〕
官庁事項
海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画の変更の公表について（農林水産省）　三
国家試験
第四十一回労働安全コンサルタント試験及び労働衛生コンサルタント試験の実施（厚生労働省）　五
〔**公　告**〕
諸事項
官庁
基本測量関係事項関係　六
裁判所
除権決定、破産、免責、再生関係　一〇
特殊法人等
独立行政法人国立文化財機構出品預証書紛失に伴う証書の無効関係　六〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　六二
会社その他
会社決算公告　六三

告示

○農林水産省告示第千九百四十七号

指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号）第二十八条第二項の規定に基づき、昭和三十八年二月一日農林省告示第九十九号（漁獲成績報告書等の様式を定める件）の一部を次のように改正する。

平成二十五年六月十三日

農林水産大臣　林　芳正